

## 訪問型・通所型サービス事業所の指定申請等における提出書類一覧

### 【共通事項】

- ① 資格証と現在の苗字が異なる場合は、戸籍等の写しを添付する。
- ② 雇用関係を証明する書類は、常勤・非常勤の別なく全員分を提出する。
- ③ 事業者の代表者が登記上の代表者でない場合、その旨の理由書を提出する。

	提出書類	新規 申請	更新 申請
1	様式第1号 指定申請書	○	—
2	様式第4号 指定更新申請書	—	○
3	付表1 訪問型サービス事業所の指定に係る記載事項 (訪問型サービスを申請する場合)	○	○
4	付表2 通所型サービス事業所の指定に係る記載事項 (通所型サービスを申請する場合)	○	○
5	申請者の法人に係る登記事項証明書の原本又は条例等	○	—
6	土地及び建物の登記事項証明書(自己所有の場合に提出) または賃貸契約書の写し(賃貸借の場合に提出)	○	—
7	建築基準法第7条の2第5項の規定による検査済証の写し	○	—
8	防火対象物使用開始届の副本の写し	○	—
9	消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証の写し (検査が必要な場合に提出)	○	—
10	参考様式1 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表	○	○
11	従業員の雇用が確認できる書類 (雇用証明書、雇用契約書の写し又は辞令の写し等)	○	○
12	資格が必要な職種における資格者証の写し	○	○
13	参考様式2 事業所の平面図(面積明示) 写真(外観及び内部の様子がわかるもの)	○	—
14	参考様式3 設備・備品等に係る一覧表 (通所型サービスを申請する場合)	○	—
15	運営規程	○	—
16	参考様式4 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	○	—
17	参考様式5 誓約書	○	○
18	損害賠償保険証書の写し	○	—
19	別紙2 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書 別紙2-1 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表	○	○